

居宅介護職員初任者研修等事業に関する情報公開

研修機関情報	法人情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人格・法人名称・住所 株式会社日本福祉介護教育センター 札幌市中央区北5条西6丁目1 第2道通ビル9階 ● 代表者・取締役名 代表取締役 佐渡 弘毅
	研修機関情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所名称・住所等 株式会社日本福祉介護教育センター 札幌市中央区北5条西6丁目1 第2道通ビル9階 ● 理念 人とひとが支えあい、ともに安心して暮らしていける豊かな社会が実現されることを理想と考えます。また、介護保険法や障害者総合支援法における利用者様のニーズに応え、日々、福祉サービスの充実に努めるサービス提供者の養成や、毎日の困難な事例に直面するこれら現任の方々の高度な知識と技術を修得する機会を設けるため設立いたしました。 ● 学則（移動介護従業者養成研修学則、同行援護従業者養成研修学則参照） ● 研修施設、設備 介護ベッド、車いす、歩行用杖、白杖、ポータブルトイレ他介護用品
研修事業情報	研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 学生、職業訓練受講希望者および一般 ● 研修のスケジュール 学則参照 ● 研修受講までの流れ (学生、一般) <ul style="list-style-type: none"> ・受講申込→受講決定通知→受講料納入→研修開始(職業訓練等) ・所轄のハローワークに申込→指定日に面接→開講 ● 費用 学則参照 職業訓練等の場合受講料無料、テキスト代実費 ● 受講者へのメッセージ等 経験豊かな講師陣による講義・演習を実施し、福祉サービスの現場で質の高いサービスを提供できる人材育成をめざします。
	課程責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 課程編成責任者名 代表取締役 佐渡弘毅
	研修カリキュラム・修了評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 科目別シラバス・時間数・修了評価の方法等 学則参照 ● 科目別特徴・内容 学則のカリキュラム参照 演習科目は、実技・グループ討議・ロールプレイング・ケーススタディ等により実施します。 実技演習では、現場経験を経た講師陣が担当し、指導にあたります。受講生の人数にあわせて技術備品をセットし、実技演習を行います。

		<p>研修課程によって、外出支援の方法を学ぶため、公共交通機関等に協力を得て屋外演習を実施しています。</p> <p>● 科目別担当講師 講師情報参照</p>
講師情報（ホームページ上の公開に同意した講師のみ掲載）		<p>● 氏名、略歴、資格、担当科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡弘毅（専門学校勤務を経て訪問介護事業所管理者兼任、訪問介護員2級・ガイドヘルパー研修修了）視覚障がい者（児）の福祉サービス／同行援護の制度と従業者の業務／障がい者（児）の心理②／姿勢保持について／事故防止に関する心がけと対策／居宅介護従業者の職業倫理／抱きかかえ方及び移乗の方法／車いすの移動介助／生活行為の介助／障害者総合支援制度とサービス ・ 吉江幸子（専門学校勤務を経て介護職員兼務、介護福祉士）障がい者（児）の心理②／居宅介護概論／居宅介護従業者の職業倫理／コミュニケーションについて／障がい者（児）の心理
実績情報		<p>● 過去の研修実施回数、人数</p> <p><平成26年度>13回 204名</p>
連絡先等		<p>● 申し込み・資料請求先</p> <p>〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1第2道通ビル9階 株式会社日本福祉介護教育センター 電話011-242-8199 FAX011-242-8261</p> <p>● 法人、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先 統括部長 小岡 進 連絡先上記に同じ</p>

株式会社日本福祉介護教育センター

移動介護従業者養成研修 学則

（研修の目的）

第1条 この研修は、受講生が就業に必要な能力を習得、または向上させるための適切かつ効率的な職業能力を開発促進するためのものとし、地域の福祉施設や障がい者の在宅介護サービスの現場で質の高いガイドヘルプサービスを提供できる人材を育成するものとする。

（研修の名称）

第2条 日本福祉介護教育センター 移動介護従業者養成研修

- ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程
- ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（通信）
- ・ 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程
- ・ 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程（通信）

- ・ 行動援護従業者養成研修課程
- ・ 行動援護従業者養成研修課程（通信）
（研修の要旨）

第3条

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
①視覚障害者研修課程	札幌市 函館市 江差町	昼間	2ヶ月	1.5日間	30名	20,000	訪問介護員養成研修2級修了者及び介護福祉士、看護師
②全身性障害者研修課程	札幌市 函館市 江差町	昼間	2ヶ月	1.5日間	30名	20,000	訪問介護員養成研修2級修了者及び介護福祉士、看護師
③視覚障害者研修課程	札幌市 函館市 江差町	昼間	2ヶ月	3日間	30名	30,000	一般
④全身性障害者研修課程	札幌市 函館市 江差町	昼間	2ヶ月	3日間	30名	30,000	一般
⑤行動援護研修課程	札幌市 函館市 江差町	昼間	2ヶ月	3日間	30名	35,000	一般
⑥視覚障害者研修課程	札幌市 函館市 江差町	通信	2ヶ月	10日間	30名	15,000	一般
⑦全身性障害者研修課程	札幌市 函館市 江差町	通信	2ヶ月	10日間	30名	20,000	一般
⑧行動援護研修課程	札幌市 函館市 江差町	通信	2ヶ月	10日間	30名	35,000	一般

（受講手続）

第4条

（1）募集時期

開講日一ヶ月前に募集し、一週間前に締め切る

（2）受講料納入方法

受講申し込み後、受講決定通知により受講案内を送付し、指定の銀行及び郵便局に指定期日までに振り込む。

(3) 受講料返還方法

受講料納入後、やむを得ない事情（病気、怪我等）により受講が困難な場合は、テキスト代金等の実習料金を除く費用を返還する。

(4) 本人確認のための書類提出

本人確認ができる書類（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等公的証明書）の写しを、初回の講義時に提出するよう「受講決定通知」にて通知する。

第5条 研修カリキュラム及び研修時間 ※別紙1により記載

第6条 研修の免除 ※別紙2により記載

第7条 主要テキスト：研修に使用するテキストは次のとおりとする。

「視覚障害者の外出支援ハンドブック」 ㈱日本医療企画

「全身性障害者の外出支援ハンドブック」 ㈱日本医療企画

「ガイドヘルパーの制度と新しい障害者福祉の制度」別冊付録 ㈱日本医療企画

「行動援護従業者養成研修テキスト（改訂版）基礎編・援助技術編」

特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク

(修了認定)

第8条

(1) 出欠の確認方法：受講者リストに基づき、事務局員が個々の出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法：受講チェックリストにより、講師が受講態度、理解度を確認し、全体の評価割合で9割以上をA、8割以上をB、7割以上をC、6割以上をD、以下をEとして、E評価は再履修とする。

通信課程の提出課題（講義部分）の評価については、40点満点中、正答率

A（36点以上）、B（35点～32点）、C（31点～28点）、D（27点～24点）、E（23点以下）の5段階とし、D以上を合格点とする。

(3) 修了の認定方法：第5条に定めるカリキュラムをすべて履修し、修了認定会議で修了と認められたものとする。

(4) 修了証明書 ※別紙により記載

(退学規定)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、受講を取り消し、退学とする。

受講者から退学を求める場合

(1) 受講期間中又は受講期限内に受講者本人から退学を申し出た場合は、記名、捺印した書面で手続きを行い、理由の如何に関わらず、退学を認める。但し受講料の返還はしない。

事業者が一方的に退学を命じる場合

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者として本分に反した者

(3) 当社の受講にあたり、提出書類（アンケートを除く）に虚偽の記載をした者

(その他)

(欠席者の取り扱い)

第10条 理由の如何にかかわらず、遅刻した場合は、該当科目を欠席とする。

なお公共交通機関等の遅延で、15分以内の遅刻の場合は、遅延証明の提出によって、受講を許可する場合がある。また、やむを得ず欠席をする場合は、必ず「欠席届」を提出する。

(補講及び振り替え受講について)

第11条 欠席、やむを得ない事情があると認められるものについては、次回以降に行われる同一研修の一回のみ無料で振り替える。

受講期限は、養成研修要綱が定める期限内とする。当事者の都合により欠席した場合の修了日は、当初予定から変更される場合がある。

(修了証書等の交付)

第12条 第8条により修了を認定された者は、当社において当研修事業に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。(別紙2参照)

(修了者管理の方法)

第13条

(1) 修了者は「修了者台帳」に記載し、北海道で指定された様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。その際の手数料・用紙代として、一通1,000円(税別)を徴収する。その他、受講期間証明等の各種証明にかかる手数料は一通につき500円(税別)とする。手数料納入方法は、郵便局・窓口・切手のいずれかで行うものとする。

(研修事業執行組織)

第14条 研修事業は当社事務局で行う。

(施行細則)

第15条 この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めない事項で必要があると認められるときは、当社が別にこれを定める。

(研修の対象地域)

第16条 研修の対象地域は北海道とし、通信で行う場合の面接指導は、第3条(研修の要旨)事業所の所在地にて受講することができる。

(附則)

この学則は平成16年4月16日から施行する。

この学則は平成25年10月4日から施行する。

この学則は平成25年12月18日から施行する。

この学則は平成26年6月30日から施行する。

株式会社日本福祉介護教育センター
同行援護従業者養成研修 学則

(研修の目的)

第1条 同行援護従事者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。また同行援護従業者が行う業務に関する知識及び技術を深めるとともに、特に障害及び疾病の理解や場面別における技能等に関する知識及び技術を習得する。

(研修の名称)

第2条 日本福祉介護教育センター 同行援護従業者養成研修

(研修の要旨)

第3条

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
同行援護一般課程	札幌市	昼間	2ヶ月	3日間	30	30,000	一般
同行援護応用課程	札幌市	昼間	1ヶ月	2日間	30	20,000	一般
同行援護一般課程	札幌市 函館市 滝川市 江差町 旭川市 帯広市 北見市 中標津町	通信	3ヶ月	1.5日間	30	23,000	一般
同行援護応用課程	札幌市 函館市 滝川市 江差町 旭川市 帯広市 北見市 中標津町	通信	3ヶ月	1.5日間	30	23,000	一般

(受講手続)

第4条

(1) 募集時期

開講日の1ヶ月前から募集し、定員になり次第締め切る。

(2) 受講料納入方法

受講申し込み後、受講決定通知により受講案内を送付し、指定の銀行及び郵便局に指定期日までに振り込む。

(3) 受講料返還方法

受講料納入後、やむを得ない事情(病気、怪我等)により受講が困難な場合は、テキスト代金等の実費料金を除く費用を返還する。

(4) 本人確認のための書類提出

本人確認ができる書類(戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等公的証明書)の写しを初回の講義時に提出するよう「受講決定通知」にて通知する。

第5条 研修カリキュラム及び研修時間 ※別紙1により記載

第6条 研修の免除 ※別紙2により記載

第7条 主要テキスト：研修に使用するテキストは次のとおりとする。
2011年9月10日発行 第一版 中央法規出版株式会社
「同行援護従業者養成研修テキスト」

(修了認定)

第8条

- (1) 出欠の確認方法：受講者リストに基づき、事務局員が個々の出欠確認を行う
- (2) 成績の評定方法：
 - ・昼間：受講チェックリストにより、講師が受講態度、理解度を確認し、全体の評価割合で9割以上をA、8割以上をB、7割以上をC、6割以上をD、以下をEとして、E評価は再履修とする。
 - ・通信：上記昼間課程の評価のほか、添削問題30問について正答率9割以上をA、8割以上をB、7割以上をC、6割以上をD、以下をEとして、E評価は再履修とする。
- (3) 修了の認定方法：第5条に定めるカリキュラムをすべて履修し、修了認定会議で修了と認められたものとする。
- (4) 修了証明書 ※別紙により記載

(退学規定)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、受講を取り消し、退学とする。

受講者から退学を求める場合

- (1) 受講期間中又は受講期限内に受講者本人から退学を申し出た場合は、記名、捺印した書面で手続きを行い、理由の如何に関わらず、退学を認める。但し受講料の返還はしない。

事業者が一方向的に退学を命じる場合

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者として本分に反した者
- (3) 当社の受講にあたり、提出書類（アンケートを除く）に虚偽の記載をした者

(その他)

(欠席者の取り扱い)

第10条 理由の如何にかかわらず、遅刻した場合は、該当科目を欠席とする。
なお公共交通機関等の遅延で、15分以内の遅刻の場合は、遅延証明の提出によって、受講を許可する場合がある。また、やむを得ず欠席する場合は、必ず「欠席届」を提出する。

(補講及び振り替え受講について)

第11条 補講は原則認めない。やむを得ない事情があると認められるものについては、次回以降に行われる同一研修の一回のみ無料で振り替える。
受講期限は、養成研修要綱が定める期限内とする。当事者の都合により欠席した場合の修了日は、当初予定から変更される場合がある。

(修了証書等の交付)

第12条 第8条により修了を認定された者は、当社において当研修事業に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者の管理)

第13条

- (1) 修了者は「修了者台帳」に記載し、札幌市で指定された様式に基づき市長に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。
その際の手数料・用紙代として、1通1,000円（税別）を徴収する。その他、受講

期間証明等の各種証明にかかる手数料は1通につき、500円（税別）とする。手数料納入方法は、郵便振込・窓口・切手のいずれかで行うものとする。

（研修事業執行組織）

第14条 研修事業は当社事務局で行う。

（施行細則）

第15条 この学則に必要な細則ならびにこの学則を定めない事項で必要があると認められるときは、当社が別にこれを定める。

（研修の対象地域）

第16条 研修の対象地域は北海道とし、通信で行う場合の面接指導は、第3条（研修の要旨）事業所の所在地にて受講することができる。

（附則）

この学則は平成25年1月4日から施行する。
この学則は平成25年10月7日から施行する。
この学則は平成25年12月10日から施行する。
この学則は平成26年1月27日から施行する。
この学則は平成26年3月22日から施行する。
この学則は平成26年6月30日から施行する。